

大阪市告示第1292号

北部大阪都市計画事業川合・山之口土地区画整理事業に関して、施行者箕面市川合・山之口土地区画整理組合が次の者に対して発した、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項、第 5 項及び第 99 条第 2 項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項及び第 6 項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が次のとおり掲示されていることを公告する。

令和 6 年 9 月 24 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 書類の送付を受けるべき者

氏名	住所
福井 礫右エ門	大阪府北区伊勢町 164 番屋敷

2 掲示場所

大阪府箕面市栗生間谷東 2 丁目 26 番 15 号

（箕面市川合・山之口土地区画整理組合）

3 掲示期間

令和 6 年 9 月 24 日から同年 10 月 4 日まで

（都市整備局市街地整備部区画整理課）